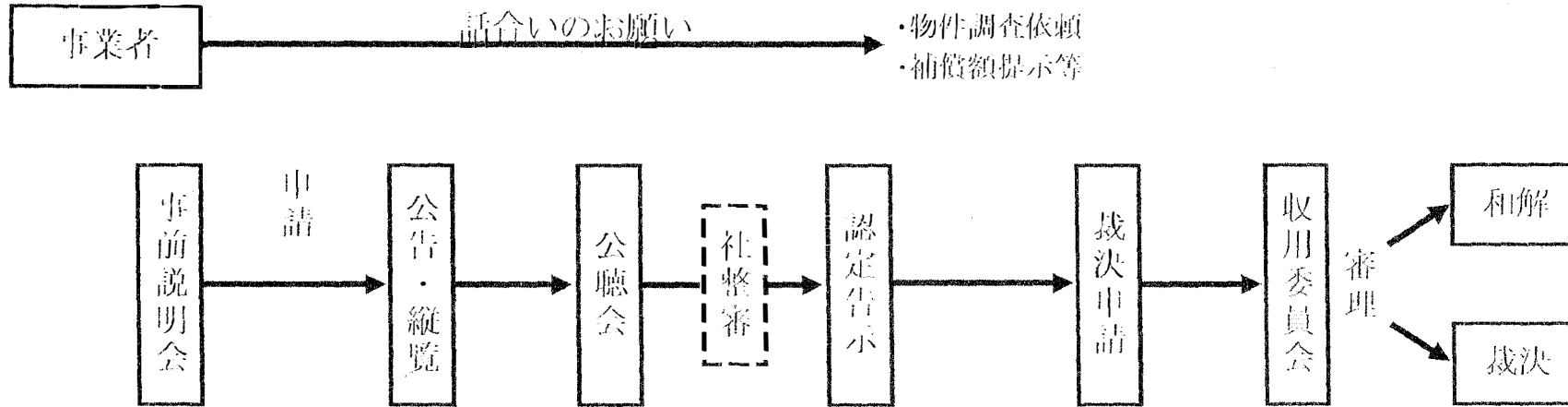


事業認定手続と交渉パターン



- ① ケース1 完全拒否の場合(調査・交渉・収用委員会出席しない) → 裁決(建物補償概算額・税特別控除無し)
- ② ケース2 収用委員会まで行き、建物調査に応じて和解勧告を承諾 → 和解(建物補償精査額・税特別控除無し)
- ③ ケース3 裁決申請前に調査に応じ、その後任意交渉 → 建物補償精査額・税特別控除無し
(6ヶ月以内は有り)
- ④ ケース4 認定告示以降、直ちに調査に応じ、通常の任意交渉 → 建物補償精査額・税特別控除有り

※ 交渉が進展する理由

- ① 起業者は、地権者の為にリスクが少ない方向を選択できるように、正しい情報を提供し最大限の努力をしていく。
- ② 地権者は、今後の生活再建等の為に、家族内協議をしてリスクの少ない有利な方向を選択する。
- ③ 兄妹、仲介者は、側面よりリスク回避の為に働きかけが活発になる。